造林事業現地確認にともなうニホンジカ被害調査要領

（目的）

第１条

　造林検査にあわせて、ニホンジカの生息状況や森林被害の分布状況について調査し、鳥獣害（ニホンジカ）の発生状況を把握すると共に、今後の対策の参考とする。

（現地調査の手法）

第２条

　造林検査の現地調査にあわせて、車から降り、現地調査を行い、また車に乗るまでの間にニホンジカの森林被害の有無及び目撃情報について確認する。

（１）造林補助金申請者（立会人等）に現地周辺でのニホンジカの被害の有無及び被害状況等を参考程度に聞き取る。なお、聞き取り結果は参考程度で有無への反映は不要とする。

（２）車を降りて、現地調査地（現地調査中も含む。）を徒歩で往復する間にニホンジカによる被害を発見した場合は、竣工検査野帳（高知県造林事業等竣工検査内規の別記様式第１号様式）の特記事項欄にある鹿被害の「有」に○印をつける。被害が発見できなかった場合は「無」に○印をつける。また聞き取り結果によりニホンジカの目撃情報についても鹿被害と同様に該当する項目に○印をつけること。

（３）野生鳥獣による被害は確認したが、ニホンジカによる被害と確認できない場合は無とする。

但し、林地内にニホンジカの糞が有るなど、周辺地でニホンジカの活動が推測される場合はニホンジカの被害として取り扱う。

（４）人工林のみでなく、天然林へのニホンジカによる剥皮害等であっても「有」とする。

（取り纏め）

第３条

　確認業務実施一覧表（様式－７）の鹿被害欄に竣工検査野帳に記載の被害の有無及び目撃情報を転記する。